

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

宗教施設を活用した防災減災推進事業 報告書

2022



シャンティ国際ボランティア会
Shanti Volunteer Assoc.

提携協力団体の一覧

一般社団法人地域情報共創センター

東京災害ボランティアネットワーク

一般社団法人おもやい

目次

はじめに	3
災害支援を行う宗教者からの言葉	4
地域での防災減災モデルづくりを目指して	7
災害時宗教施設活用事例紹介	10
実施結果	12
宗教施設の防災減災	13
災救マップの使い方、活用方法、活用事例など	21
私たちが考える宗教施設の役割について	23

はじめに

1995年（平成7年）に発災した阪神・淡路大震災。「ボランティア元年」とも呼ばれ、専門家ではない一般市民ボランティアの活動が注目され、1998年（平成10年）、特定非営利活動促進法の施行の追い風にもなりました。この災害において、当会は、曹洞宗青年会の青年僧侶との連携により、避難所での炊き出し、高齢者の多い市営住宅群や仮設住宅での訪問活動、まちづくり支援など、2年以上にわたって活動に取り組み、国内外での緊急人道支援を本格的に開始しました。その後、国内災害においては、各地の僧侶と協働して活動し、また、平常時には地域における防災寺小屋を実施、地域での防災活動に関わってまいりました。しかし当時は、宗教施設が地域資源として活用できるという視点は弱く、むしろ都市型災害では、宗教施設はセキュリティの観点から、被災者へ対して門を閉ざすことも多かったと思います。

宗教施設が災害時の防災拠点として脚光を浴びたのは、稲場圭信氏による本報告書への寄稿（13ページ）にもありますが、東日本大震災でした。行政から指定されていた避難所が津波に飲み込まれ、高台にある宗教施設に多くの方が避難され、長期の避難生活を送りました。それを契機に、災害時における宗教施設を行政が地域資源として見直すようになりました。地域によっては、宗教施設と行政による防災協定が結ばれるようになりましたが、その運用は宗教施設に任されたままでした。また、防災協定を結ばなくても、災害時に宗教施設が被災せずに存在している場合、周りの住民からは避難場所として期待されます。宗教施設を地域資源とした役割の見直しも急務であり、宗派を超えた連携も重要です。しかし多くの施設ではBCP（事業継続計画）すらなく、不安を抱えているのが現状です。

今回は、本助成金により、宗教施設を地域資源とした防災減災に取り組む第一歩を踏み出すことができました。この一年の取り組みを通して、災害時における課題を洗い出し、次に対応すべきことについて、少しずつではありますが、明らかになってきました。しかし、東南海地震の発災まで待たなして、ここ数年は気候変動の影響により毎年のように水害が起こっています。来るべき大災害に備えて、その対策の礎になることを期待して、本報告書を作成いたしました。皆様のお役に立てていただければ幸いです。

公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会

会長 若林 恭英

災害支援を行う宗教者からの言葉

～防災減災オンライン勉強会から～

本事業では防災減災に関心のある宗教者を対象に年間を通してオンライン勉強会やメールマガジンでの情報発信を行ってきた。これまで3回の勉強会を実施し、参加者が各地域の活動に活かすことができるような全国の先駆的な事例を登壇者に共有いただいた。以下では各勉強会の登壇内容を一部抜粋すると共に、勉強会でコメンテーターとして関わってくださった大阪大学大学院人間科学研究科の稲場圭信教授のコメントを紹介する。

第1回

「本格的な出水期を前に宗教施設の備えを考える」

2022年7月19日開催

○ 内容

直近の宗教施設の防災減災の進捗状況／稲場圭信（大阪大学大学院人間科学研究科）

武雄市の水害で被災された市民の方に寄り添って見えた課題／鈴木隆太（一般社団法人おもやい）

令和元年水害で、実際に被災された市民の方を受け入れて／杉岡昭道（曹洞宗 永源寺住職）

○ 登壇者



鈴木 隆太（すずき りゅうた）
一般社団法人おもやい



杉岡 昭道（すぎおか しょうどう）
曹洞宗 永源寺住職

お寺が突然、避難所に

杉岡氏より当時の状況を報告。「その日のうちに人が集まり100人以上が避難されて本堂に寝てもらった。市役所に職員派遣を依頼したら、避難所ではないので断られた。本堂の空いているスペースで寝てもらったけど、時間差で避難してくるので、男女を分ける余裕はなかったよね。ほとんどの人は、寝れなかったようだった。犬や猫も4～5匹いて、その家族は、外で寝ました」。

困ったこととして、「電話対応が大変だった。市役所から1～2時間ごとに避難者数の問い合わせ、外部から自分の親せきが避難していないかの安否確認、それに取材など。上空のヘリコプターの音には閉口したよ。被災者で苦情が多かったのは、夜中にビニール袋を開ける音。意外に響くんだよね」。

ご寺族の苦労については、「2日目からは、昼間は各自の家の片付けに出かけるので、お寺には食事とトイレに戻る感じ。年寄りがお寺に残り、食事の用意は寺族で行った。地域の人が食材や炊き出しを持ってきてくれたけど、その仕分けは寺族でやるしかなかった。市役所と相談して、3日目の朝食後、

全員、避難所へ移動してもらいました。万が一の場合、お寺では、責任は取れないので。その後の掃除は寺族のみでやったので大変でした」。

杉岡氏は「災害が頻発する昨今、いつ住民がお寺に避難してきてもおかしくない」と語った。この勉強会をきっかけに、参加した宗教者が自身の地域で行政との災害時協力協定を進める取り組みがあり、活動が広がる機会となった。

地元で支援活動を行う宗教者からの目線

鈴木氏からは一般社団法人おもやい代表として当時の水害対応と現状とお寺の住職としての心構えを報告。「水害の時、自分のお寺を避難所として開放するには、日常にお寺を地域に開放しているかが大きく関わってくる。近所の人からしても普段関わりのないお寺に避難しようと思わないよね。法要などの仏事を含めて日常的に地域に開いていくことが重要だね。」また、「お寺は檀家さんのものなので避難所としての活用など災害時の対応は合意形成を取る意味でも普段から話しておかないといけない。」と備えについてもお話しいただいた。

1 寺院における住職の家族のこと

第 2 回

「災害時における民間団体の連携を目指して～宗教者の視点から～」

2022 年 10 月 31 日開催

○ 内容

東日本大震災と令和元年台風 19 号での地元支援／馬目一浩（災害支援ネットワーク Iwaki 会長、浜〇かふえ代表）
今年の災害での宗教施設の活用と宗教者の支援活動／稲場圭信（大阪大学大学院人間科学研究科）

○ 登壇者



馬目 一浩（まのめ いっこう）

災害支援ネットワーク Iwaki(DSNI) 会長、浜〇かふえ代表

宗教者だけでなく様々な連携の大切さ

馬目氏は福島県いわき市に住む僧侶。「東日本大震災まで災害支援には縁がなく、発災直後は宗教者として何もできなかった」という当時の失意と挫折から、知り合いの僧侶と共に災害ボランティアセンターに通い始めた経験を語った。その後、復興支援活動として地元浄土宗青年会有志による訪問・傾聴サロン「浜〇かふえ」を展開。2019 年（令和元年）台風 19 号では地元の社会福祉協議会と連携し、被災者のニーズ把握の一助を担った。平時、地域とのつながりを持つ活動が、災害時には接着剤となり更なる広がりを持つ可能性を秘めている。「災害支援に関わる全てを宗教者だけで行わない」を信条として、宗教者・教団間の連携を促進し、被災地外部の団体の応援を受け入れること、独りよがりな活動を行わないことを提案された。

稲場氏からは宗教者のボランティアとコロナ禍での避難所についてコメントもいただいた。

全国の災害ボランティアセンターの宗教団体ボランティアの受け入れについてアンケート調査の共有を頂いた。これまで実際に宗教団体ボランティアを受け入れた 134 カ所の社会福祉協議会からは 8

割近くが満足したと回答があった。初めて宗教者のボランティアを受け入れる社会福祉協議会でも他の被災地からの事例が活きている。しかし、平常時の関係性がないと宗教団体に関わらず発災後に初めて連携を行うことは難しいともいえる。

また、コロナ禍での避難所については感染症対策のため、収容人数が最大 8 割減少する地域も存在しているという課題を提示いただいた。2020 年（令和 2 年）台風 10 号の際は、九州・山口の 8 県で開設された避難所計 5,132 カ所のうち 382 カ所で収容人数を超える避難所があった（内閣府、朝日新聞：2020 年 9 月 23 日）。このコロナ禍で分散避難が推奨される状況になってから、全国各地で仏教会と行政の災害時活用協力協定が進んでいる事例も紹介いただいた。

第3回

「防災減災における宗教施設と行政との連携」

2022年12月5日開催

○ 内容

仏教会と行政との災害時協力協定～横浜市の事例紹介～／西郊良貴

(全日本仏教青年会理事長、天台宗防災士協議会副会長、横浜市仏教会事務局庶務(防災担当))

全国の宗教施設の行政との連携事例について／稲場圭信(大阪大学大学院人間科学研究科)

○ 登壇者



西郊 良貴(にしおか りょうき)

全日本仏教青年会理事長、天台宗防災士協議会副会長、横浜市仏教会事務局庶務(防災担当)

災害協定、様々な可能性を模索

人口377万人の横浜市では、指定避難所として小中学校459校が指定されているものの十分ではない。この状況を改善するため横浜市仏教会(419カ寺)と横浜市は「大規模地震等の災害時における施設の提供等の協力に関する協定」を2022年(令和4年)に締結した。この協定により寺院の境内などを一時避難所、帰宅困難者一時滞在施設や一時遺体安置所とし、災害井戸を活用することを取り決めた。また、災害時は寺院も被災する可能性があることから、各寺院の方針に基づいて被災者受け入れの判断をできることとした。西郊氏は「それぞれの地方自治体のやり方、考え方、地域の在り方に合わせた協力を考えていくべきだ」と語った。この協定の根底には地域の安心安全に対して寺院自ら貢献し、時には相互協力を行うという宗教者としての精神がある。さらに、この協定のきっかけは、東日本大震災から数年経ったある日、西区の自治会から「お寺に避難して良いか?」と、相談があったことである。協定成立直後は、各寺院から自治会長に、

この協定について伝えてもらった。しかし、最近、自治会の役員が交代した時、この協定のことを引き継ぎが不十分な部分もあり、情報共有ができていない部分もある。それが課題でもあり、改善していきたいと語った。質疑応答では、参加者より、宗教施設の災害時活用を積極的に行いたいという宗教者は多い一方、ハザードマップでは土砂災害や水害の被害を受ける場所に位置しており、不安を感じているとの声があった。また、地域住民への周知をどうしているかと質問もあった。稲場氏によると、行政により避難所指定されている小学校、公民館のうち、約3割が土砂災害、水害にあう可能性があるとの説明。宗教施設によって規模や耐震強度が違う中、境内や駐車場など何人を受け入れることができるのか地方自治体に共有し、危機管理の観点から災害種別ごとに判断する必要がある。また、災害時は正常性バイアス²によって避難を行わないケースも多くある。地域に根差した宗教者が率先して地域住民へ自主避難の呼びかけを行うことで、宗教施設の活用以外でも多くの役割を担うことができることが共有された。

2 危険な状況であっても、ちょっとした変化なら「日常のこと」として処理してしまう人間心理の事を指す。

地域での防災減災モデルづくりを目指して

寺町での挑戦（宮城県仙台市）



寺町での防災意見交流会の様子

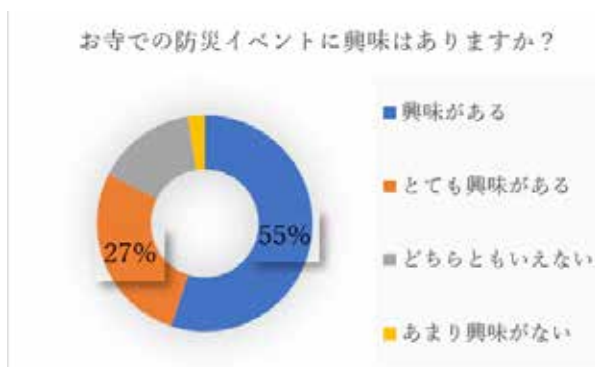
仙台市若林区の新寺町には、仙台開府当初、仙台北城から見て鬼門に位置していたため、多くの寺院が集まり寺町をつくり、現在でも19ヶ寺の寺院がある。仙台駅から南東に1kmくらいのため、大災害では、多くの一般市民が避難してくる可能性もある。中村瑞貴（愚鈍院住職）によれば、「寺院の協力無しに地域防災は成り立たないという点では、理解している。しかし、いざ取り組むとなると難しい側面もある。例えば、以前、町内会で防災の備蓄について、アンケート調査をした結果、「備蓄に関して協力する寺院」が11ヶ寺、「躊躇する寺院」が5ヶ寺、「どちらとも言えない寺院」が3ヶ寺となった。これについては、寺院ごとで事情が違うし、一概に判断を下すことは難しい。また、万が一、被災された方がお寺に避難してきた場合、どこまで責任をもてるのかは、判断に迷うという気持ちには配慮しなければならない。一方、仙台市では、宗教施設が避難施設として指定はされていないが、災害の程度により避難所への避難が困難な場合は、寺院に避難するケースも当然考えられる」と話す。全国でも寺町と呼ばれる宗教施設が密集した地域は多く存在する。町会等と連携することで宗教施設だけではでき

ない支援も各施設の特徴を生かし、役割を分担することで地域防災の可能性が広がる。

都心で、子ども食堂からの防災チャレンジ（東京都新宿区）

東日本大震災では、首都圏において約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。その教訓から、東京都では一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション、避難所を活用し、発災時「むやみに移動を開始しない」という基本原則を基に帰宅困難者対策を実施している。

東日本大震災で帰宅困難者を受け入れた東長寺の金剛地氏（東長寺職員）によれば、東日本大震災当時、避難所指定されていなかったが、東長寺では帰宅困難者を多く受け入れたとのこと。日ごろから子ども食堂を開設しており、東日本大震災の経験から災害時の備えの必要性を感じ、BCP（事業継続計画）策定と備蓄品整備について取り組みを始めた。子ども食堂では利用者への防災アンケートを実施し、今後、お寺での防災の取り組みを行う上で保護者目線での考えを調査した。その結果、回答者（40人）の8割近くが寺院の防災の取り組みに関心があることが分かった。保護者から「災害についてお寺へ期待、相談ができることに安心感をえた」という言葉も多くあった。



子ども食堂での防災イベントに関するアンケート結果

寺院のBCP計画立案を通して、地域との連携を目指す ～台風19号の教訓から～ (東京都八王子市)



BCP策定会議の様子

八王子市では2019年（令和元年）台風19号で高尾駅付近の南浅川が氾濫し浸水被害が発生した。災害が頻発する近年の状況から同地域に位置する高乗寺・春泉寺では、BCPの必要を感じ策定を始めた。裏山には霊園があり参拝者が多いこと、従業員を抱えていることを主なポイントとして緊急時の対応について策定会議を実施した。従業員からは参拝者が体調不調で急遽救命対応を行わなければならないこともあり、災害に関わらず平時から緊急時の対応について備えておかなければならないという意見があった。

高齢化の進む、城下町で苦悩(長野県松本市)

松本市では、40箇所前後の宗教施設が、地域住民が最初に避難するための「町会一時集合場所」に指定されており、市の地域防災計画に宗教施設を位置づけている。これは、各町会で定めたもので、災害時に避難場所へ向かう前に、一時的に集合・避難する場所で、災害時に町会内の安否確認などを行う場所でもある。町会と共に防災活動に取り組んでいる茅野俊幸氏（瑞松寺住職）によると、「松本市の駅周辺は観光地であり週末は賑わっていることもある。しかし、市街地の高齢化が一段と進み、

高齢化した役員により町会の活動が支えられており、災害があった場合、どこまで対応できるかという懸念もある。例えば、町会一時集合場所で安否確認をして移動することになっているが、災害が起きた場合、集合して安否確認をして、皆で徒歩で避難することが、現実的には難しいと懸念もある。また、地域で災害対応するために、地域住民と共に、松本市自主防災組織防災活動支援補助金を活用して、住民による防災減災を進めていくことも検討できるのでは」との声をいただいた。



町会一時避難場所として登録されている寺院

広域での災害対策をどうするか？(長野県上田市)

市役所の担当者のお話によれば、上田市では第1次避難所については、市内241自治会に公民館を中心に第1次避難所が指定されているが、そこには宗教施設は含まれていないという。ただし、上田市は長野県で松本市、長野市に続き、大町市と同じくらい可住地面積³が広く、宗教施設も多い。よって、災害の状況によっては、第1次避難所に避難せず、地域の宗教施設に避難する可能性もあるという。また、公民館は床自体がフローリングであり、高齢者の一時避難には不向きではという意見もあり、宗教施設の活用については、検討できる可能性もある。上田市と連携して防災減災に取り組んでいる東昌寺の横澤敬雄氏（東昌寺住職）の話では、「上田市は各レベル（上田市、各宗派、地域）での

3 可住地面積：総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積で、人が住める土地の面積。

仏教会があり、各レベルで防災減災の講座を開催することにより、宗教施設の防災減災を推進する可能性もある」という。



防災減災課との情報交換会の様子

過去の災害から学ぶ（佐賀県武雄市）

武雄市は、この5年間で2回(2019年(令和元年)、2021年(令和3年))も大水害に見舞われ、行政の指定避難所だけでなく、宗教施設も被災された方や車両の避難場所として大きな役割を果たした。2022年(令和4年)に、武雄市として、30箇所の指定避難所を指定したほか、指定避難所に行くことができない被災者のために地域の住民が連携して利用できる地域避難所を募り、現在では104か所あり、そのうち4か所が宗教施設である。2021年(令和3年)水害の際、高野寺(武雄市北方町)の江頭紫暁副住職によれば、「この寺はちょっと高いところにあるので、駐車場に車を置きに来る人がいて、午前2時くらいから車を持って来る人がいた。普段から、毎月法要があり昼食の接待をしていて、食事作りは慣れている。水害後、お寺では炊き出しを実施。今回の炊き出しは外部団体の支援がなかったが、基本は副住職一人で対応できた」とのことだ。また、困ったこととして、「車を持ってきても、特にお寺には連絡がなかった。最初の方に来た車が参道の手前で止めたので、正直、連絡

できずに困った。車両はどんどん増えて、誰の車か分からないので、それが一番困ったこと。せめて、車のフロントに連絡先を書くような配慮があれば、良いと考える」とのお話をいただいた。

また、2023年2月9日の減災防災ワークショップでは、2グループに分かれてグループワークを実施。被災者を受け入れる際の課題、不安を共有し、その解決策について、意見交換を行った。参加者からは、「避難所になったらどうしようかと悩んでいたが、実際に受け入れた寺院の経験を伺ったり意見交換する中で、課題を可視化できたことは良かった」「宗派を超えて意見交換できた」など前向きな意見があったことが大きな収穫であった。



避難所として活用された寺院へのヒアリングの様子

災害時宗教施設活用事例紹介

事例 1

避難所（収容避難所・一時避難所）

畳があれば避難所でもくつろげる
（茨城県常総市：避難所の様子）
2015年（平成27年）常総水害



避難所となった寺院での炊き出し
（宮城県気仙沼市）
東日本大震災

事例 2

炊き出し・サロンの拠点

炊き出しと物資配布の拠点となった神社（熊本県人吉市）
2020年（令和2年）7月豪雨



炊き出しとサロン活動拠点となった神社
2020年（令和2年）7月豪雨

事例 3

災害ボランティアセンターのサテライト・子どもの居場所など、災害後の支援及び活動拠点

災害ボランティアセンターの
サテライトとなった神社
（佐賀県武雄市）
2019年（令和元年）佐賀豪雨



子どもの居場所活動で
寺院の境内を開放
（佐賀県武雄市）
2021年（令和3年）8月豪雨

事例 4

災害ボランティアの受け入れ・宿泊、準備

ボランティア団体の仮設事務所設置（長野県長野市）
@寺院
2019年（令和元年）台風19号



ボランティア宿泊拠点での炊き出し準備（熊本県玉名市）
2016年（平成28年）熊本地震



事例 5

備える



災害時のために救援物資を備蓄する



災害時のことを話し合う

事例 6

その他に

- ・住民の車両（農機具）等の一時避難場所など駐車場の有効活用
- ・ご遺体の安置所
- ・避難所での生活が難しい方向けの福祉避難所

実施結果

柱立て1

防災減災を考える宗教施設の交流と研修

防災減災を目指す宗教施設関係者を対象に、オンライン勉強会や意見交換会、メールマガジンでの情報発信を実施。それを通して、防災減災の初歩的知識を学びあいお互いの経験交流を図った。

○防災減災オンライン勉強会

3回実施(2023年3月第4回目実施予定)、参加者数：延べ109人

○防災減災メールマガジン

14回配信、登録者数：135人

柱立て2

防災減災モデル宗教施設の能力強化

防災減災における先駆的モデルとなる宗教施設の事例を全国的に広げることを目的として、4都道府県5地域(東京都新宿区・八王子市、宮城県仙台市、佐賀県武雄市、長野県松本市、上田市)にて防災減災の取り組みの打合せ、ワークショップ、情報収集を実施した。

○東京都内2か所

- ・ 高乗寺・春泉寺(東京都八王子市)
打合せ 対面7回(内、BCP策定会議5回)
BCP(事業継続計画)策定
- ・ 東長寺:(東京都新宿区)
打合せ 対面5回(内、BCP策定会議2回)
子ども食堂で寺院を活用した防災イベントのアンケートを実施。BCP策定、備蓄品整備

○地方3か所

- ・ 佐賀県武雄市(訪問回数2回、オンライン会議8回)
武雄市役所防災担当者と事業説明・意見交換。過去の水害で対応した宗教施設へのヒアリング
宗教施設を対象とした寺院の避難所運営ワークショップを2023年2月に実施。寺院6ヶ寺、包括宗教法人佐賀事務所、武雄市防災・減災課職員、区長など、10人が参加。
- ・ 宮城県仙台市(訪問回数3回)
若林区役所防災担当者と事業説明・意見交換、宗教施設の災害対応について実態把握
新寺町寺院を対象とした防災減災意見交換会を実施。
- ・ 長野県松本市、上田市(訪問回数1回)
松本市、上田市の防災担当者と事業説明・意見交換、宗教施設の災害対応について実態把握
松本市内の町会役員や寺院、上田市内の寺院を訪問

柱立て3

横断的な宗教施設の防災減災ネットワーク

宗教・宗派を超えた宗教施設の防災減災の取り組み・交流を行うことを目的としたネットワークの形成を目指し実施した。稲場圭信氏(大阪大学教授)を座長とし、当会が事務局を担う形で継続している。

実施回数：6回

参加者数：延べ65人

参加団体数：17団体

宗教施設を地域資源とした地域防災に長年取り組んでおられる大阪大学大学院人間科学研究科の稲場圭信教授に、平時における宗教施設の取り組み事例について、詳しく解説をいただきました。



稲場圭信教授

宗教施設の防災減災

概要

近年、寺院および神社などの宗教施設と自治体の災害時協力の輪がひろがっている。東日本大震災を教訓に首都直下型地震、東海地震、南海トラフ大地震などに備えた「自助」「共助」「公助」の仕組み作りが進む中、宗教施設、宗教団体と行政との連携も生まれている。

東日本大震災では自治体が指定した避難所が被災して使えず、100カ所以上の寺社等宗教施設が緊急避難所となり、多いところは400人ほどが避難生活を送った。

指定避難所となっていた小学校の体育館は板張りで避難生活には身体的負担がかかる。一方、お寺には畳があってよかったという声もある。被災地で宗教は地域資源として一定の力を発揮したことが明らかになった。その後、熊本地震や西日本豪雨などの被災地でも宗教施設が避難所となっている。

筆者ら大阪大学人間科学研究科（稲場圭信・川端亮）が実施した2019・2020年調査（全国の自治体1,741に対して、2019年11月時点の状況について回答を依頼し、1,123自治体が回答）では、寺社等宗教施設と災害協定を締結している自治体は121であった。協定は締結していないが協力関係がある自治体は208あった。協定締結と協力関係を合わせると、

災害時における自治体と宗教施設の連携は自治体数で329、宗教施設数で2,065にのぼることがわかった。

（表1）協定締結、協力関係、避難所指定の宗教施設数

	協定締結		協力関係	計
	収容	一時		
指定避難所	192	469	307	499
指定避難所 合計	661		1404	2065
自治体数（合計）	(121)		(208)	(329)

一方、宗教施設との協定締結や協力関係もなく、検討もしていないと回答のあった自治体は689だった。検討していない理由としては、「現在の避難所で被災想定人数を収容可能」が30.8%、「避難所となりうる宗教施設が無い」が25.1%だった。

本調査では、自治体と宗教施設・団体の災害時協力の動きが広がっていることがわかった。また、政教分離の考え方が災害時協力の障壁になるケースはごく少数であることも明らかになった。

近年の自治体と宗教施設の協定

東日本大震災を経験し、南海トラフ地震や首都直下地震などの大災害への備えとして、自治

体と宗教施設との連携が進んでいる。一例としては、2021年12月9日に島根県安来市と安来市仏教会が締結した「災害時等における一時退避施設としての使用に関する協定書」をあげることができる。この協定では、安来市仏教会に加盟する36か所の寺を一時退避施設として、1週間程度の利用（たとえば、本堂、トイレ、駐車場など利用）を想定している。

島根県では、益田市が2007年以降に市内50ほどの宗教施設と協定を締結しており、浜田市も50ほどの宗教施設を一時避難所に指定している。江津市は10ほどの寺社を避難所指定している。隠岐郡知夫村は10を超える寺社を緊急避難場所として指定しており、海士町は7つの寺社を緊急避難場所として指定している。また美郷町は、浸水の可能性が低い10ほどの寺社を、命を守るための避難先「つからん場所」としている。隠岐の島町には、自主防災組織や自治会等が決定した「一時避難所」として20を超える寺社がある。津和野町は、町ではなく、施設管理者が地域のために開設する一時避難場所として20近い寺社と協力関係がある。

避難所不足は島根県だけではなく、全国的な問題となっており、行政と宗教施設の災害時協力の輪が広がっている。2020年7月17日には、長野市の7寺院が市と災害時の避難所活用の協定を締結している。

また、愛知県瀬戸市は、分散避難のために市内14寺院に協力を要請し、「風水害時における施設使用等に関する防災協定」を2020年8月20日に締結している。

宗教団体と距離を取ってきた行政がなぜ、今、協定、連携なのか。首都直下型巨大地震、南海トラフなどの大地震が起これば、行政、NGO、NPOの力だけでは足りない。宗教者

の救援活動、宗教施設の避難所運営は社会的要請でもある。だからこそ、全国各地の自治体が積極的に宗教施設に協力要請し、協定の締結に動いているのだ。

自治体側の課題

2020年4月7日、内閣府は「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」と題して地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言を通知した。避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討するよう、自治体に通知している。新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みのさなか、2020年9月上旬に台風10号が近づいた九州・山口の8県では、開設された避難所計5132カ所のうち383カ所で収容人数を超える避難者が集まった。（朝日新聞：2020年9月23日）。全国で避難所が不足しているという実態があり、その後も内閣府は、避難情報の発信や災害時の一時避難所について改善要請をしている。

2022年1月には、全国の指定避難所約7万9千カ所の約3割が風水害による浸水想定区域に立地していることが内閣府の発表により明らかになった。私たちが避難する施設、おもに小学校や公民館が被災する危険があるのだ。国は、やむを得ず浸水区域内に避難所を指定している自治体に対して安全確認等の対策の徹底を求めたが、浸水区域外の新たな避難所の確保は基礎自治体の責任である。そして、そのような災害対応における施設の活用には寺社等宗教施設も含まれる。

緊急事態宣言が解除された2021年10月中旬ごろから12月下旬にかけて、筆者らは、国の研究費で、知事、市長、副市長、町長ら7名を含めて全国の30ほどの自治体を実際に訪問し、ヒアリングと避難所の調査を実施した。

ある市役所では、市長と防災担当者から寺社を避難所活用するメリットは何かと質問され、これまでの経験や調査結果などの根拠をもとに説明すると、「良くわかりました。早速、寺社等と連携できるように動きます」と力強く話された。

また、「足腰が弱っているのに、災害時に遠くの避難所、小学校まで逃げるのは無理。近くにある神社の境内に避難する」「低い土地、川の近くを歩いて小学校まで逃げるのは怖い。高台にあるお寺に逃げる」「昔から、地震の時には広い境内のある神社に避難している」といった地域住民の声をもとに、自治体が寺社等に協力を求めて、寺社等が緊急避難場所や避難所に指定されている地域もあることが調査でわかった。

宗教施設側の課題

自治体との災害協定が進むなか、宗教施設側にもさまざまな課題が存在する。自治体との協力関係はあるが、宗教施設の建物が古く、耐震の基準を満たしていないため、災害協定を締結できない宗教施設もある。今後、宗教施設の耐震化も大きな課題である。一方で、行政が指定した体育館や小学校も地震や水害で被災し、避難所として活用できないということも頻発している。行政の建物や避難所指定されている小学校や公民館だから安全だということではなく、巨大地震が起きれば、どこで発生したか、その震源によっては小学校や体育館などの指定避難所も被災することがあり得る。大災害が発

生し、自分の家が大変な状況になった、あるいは帰宅困難者になったという時に、残っている建物があれば、寺であろうと、神社であろうと、人はそこに避難してくる。宗教施設が避難所になる可能性があるということを想定して備えをしていく必要がある。

東日本大震災では、多くの寺社教会等の宗教施設が緊急避難所や救援活動拠点となった一方で、緊急避難所となった寺社教会等の宗教施設に行政の支援物資の配布が遅延する事態も起きた。寺院が災害協定を締結することにメリットはあるのかと疑問視する声もあるが、災害協定を結び、いざという時の連携のあり方を決めておくのも大切なことである。また、地域社会により関わった寺院のあり方、開かれた新たな関係性も生まれるのではないかと。それも大きなメリットであろう。

東日本大震災では、公設の仮遺体安置所や火葬場に宗教者が入れなかったケースも存在する。防災計画に宗教施設についての言及がなく、現場の自治体職員も、宗教者、宗教団体に対して、政教分離を名目に連携を断ってしまったケースがあった。2014年4月1日施行の「地区防災計画」（内閣府）には、市町村内の一定の地区における自発的な防災活動の担い手として、宗教施設への言及は一切ない。今、宗教施設を地区防災計画の中に取り込まないのは日本社会にとって、大きな社会的損失であろう。

今後の課題としては、受け入れ可能な宗教施設と市区町村が災害時協定を進めて行くことに加えて、個々の宗教施設の耐震化や備蓄品の配備と災害を想定した計画・マニュアルの作成があげられる。災害時に行政担当者が避難所に行けないと想定しての備え、すなわち、自主防災組織等地域住民、防災士やボランティアと

連携しながら宗教施設の避難所運営をする、そのための日ごろからの関係づくりも必要だ。

地域側の課題

今、全国で避難所が不足しているという実態がある。災害が頻発する日本で、私たちは自分の命を自治体任せにして大丈夫なのか。すべてを自治体任せにするのではなく、市民の意識改革や取り組みも大事だ。小学校だから安全だという判断ではなく、自分の住んでいる地域をよく知って、地域の皆で地域防災を考える必要がある。

東日本大震災の被災地では、指定避難所になっていない寺社教会等の宗教施設に住民の多数が避難した。その後、熊本地震や西日本豪雨などの被災地でも寺社等宗教施設が避難所となっている。

ある市長の言葉だ。「調査をしたら、大災害発生時に市職員の3割が役所に来られないと分かった」。大災害時には市職員も被災したり、道路が寸断されたりして避難所まで行くことができないという事態を想定しての備え、地域の寺院などの宗教施設、宗教者、防災士、自主防災組織、自治会町内会などとの連携の仕組みも必要だ。

災害時の過去の事例

東日本大震災における被災地での様々な聞き取り調査のデータをもとに、筆者は東日本大震災の復興へのプロセスを以下のように整理した。すなわち、フェーズ1「緊急救援期（～一週間）」、フェーズ2「避難救援期（～三ヶ月）」、フェーズ3「復旧期（～一年）」、フェーズ4「復興準備期（～二年）」、フェーズ5「復興・生活再建期（二年～）」である。ここでは、

2011年3月11日から約二年、フェーズ4までを取り上げる。

2011年3月11日、東日本を襲った巨大地震の直後に対策本部を立ち上げた教団もある。そして、迅速に現地へ先遣隊を送った。宗教界全体が迅速に安否確認・救援活動へと動いた。地震当日、関東では帰宅困難となった人々の避難宿泊場所として一般に開放した宗教施設もある。

大地震と津波により、多くの人々が亡くなった。建築物も被害が大きかった。流失・全壊の建物は13万戸近くにのぼる。約1万ヶ所の寺社・教会・宗教施設が被害を受けた。津波を逃れて多くの人々が避難したのは指定避難所になっていた公民館や学校ばかりではない。宗教施設にも多くの人々が逃げた。宗教施設に避難した人々は、公民館や学校の体育館とは異なり、畳や広くあたたかい空間があり助かったという。被災地での寺社・教会・宗教施設は緊急避難所になり、千人以上が避難した寺院や300人以上が3ヶ月を過ごした寺院もある。そして、檀家・氏子・信者や寺社・教会・宗教施設に集った人たちが、数万人が支え合ったのである。また、寺社・教会・宗教施設はボランティア活動の拠点にもなった。

寺社・教会・宗教施設には、「資源力」（広い空間と畳などの被災者を受け入れる場と、備蓄米・食糧・水といった物）があった。檀家、氏子、信者の「人的力」があり、助け合い、支援活動が行われた。そして、祈り、人々の心に安寧を与える「宗教力」があった。寺社・教会・宗教施設で避難生活を送った人たちは、祈るなどの宗教行為を強制されたのではない。自然と祈りたくなった人たちがいたのである。

気仙沼市の高台のある神社も緊急避難所と

なった神社のひとつである。宮司によると、震災当日は、街から神社へ続く三つの登り口から避難者が駆け上がり、120人程度が避難したという。地震直後、神社から浜のほうを見て「津波が来る」と宮司は思った。家の壊れるバキバキという音と天井裏の埃が噴き出す光景の凄さに圧倒された。しかし、以前から避難訓練をしていたため、当日も奥さんと協力し誘導など対応をした。氏子青年会の人たちは、年三、四回ある祭りの準備で炊き出しなどにも慣れていて、発電機を持ってきて電気を通したり、LPガスを拾って来たり、建設会社に勤めている人が仮設トイレを持ってきたりした。若者は外にテントを張っての生活で、年配の人は拝殿の隣にある社務所の広間で寝泊まりをした。この神社は指定避難所ではないので、行政などから支援がなかなか来なかったが、食料はお祭りのお供え物の米や、3月13日に予定されていた祈年祭の準備に作っていた煮しめなどで、数日はまかなうことができた。

大槌町のある寺院は、震災前から避難所に指定されていた。年に一回、三月に小・中・高校、婦人会、消防団などと合同で避難訓練を行っている。避難訓練を行ってはいしたが、今回の震災は想定を超えるものだった。本寺院は指定避難所として日頃から避難訓練の場所になっていたため、地震発生後すぐに200人ほどが避難してきた。バーベキュー用の炭を用いて火を起し、暖を取ったり炊き出しをしたりした。200キログラムほどあった備蓄米を使って炊き出しを行った。

18日目に道路が開通して以降、遺骨がどんどん運ばれてきた。岩手では火葬できなかつたので、東京など県外で火葬を済ませたものが、あっという間に400ほど集まった。

被災地の外から被災地に救援に向かった宗教者、宗教団体も様々な活動を展開した。フェーズ1では、帰宅困難者の受け入れ、対策本部の設置、救援物資供給、炊き出しなど多岐にわたる。阪神・淡路大震災、あるいはそれ以前からの経験の蓄積がある教団もあり、初動は迅速であった。フェーズ2においても、瓦礫撤去、片付け、足湯、仮設トイレの掃除、読経、追悼と様々な活動をした。

被災地に支援に入った宗教者の活動に、布教に来たのではないかという見方もなかったわけではない。事実、一部の宗教団体は布教の機会と捉えて、支援活動と布教活動をセットで展開しようとしたところもある。しかし、現実には受け入れられていない。そして、多くの宗教者・宗教団体が布教活動は一切しないという方針で、救援活動・支援活動に徹した。そのような宗教者の姿勢が被災者に受け入れられ、また、他の支援組織もそのことを理解しており、連携の輪が広がった。フェーズ1の緊急救援期、フェーズ2の避難救援期に被災地の宗教と外から支援に入った宗教は大きな力を発揮したのである。

住宅ができ、避難所の被災者が移動するフェーズ3になると、ボランティアの数も減っていったが、宗教者たちの活動は続いた。仮設住宅での生活支援、傾聴ボランティアなどである。次第に心のケアの重要性が指摘されてきた。

ここで被災地のある住職を取り上げたい。この住職の寺院の本堂は津波で流失した。しかし、それでも、檀家、地域の人を励まし、助け合いの避難生活を送った。フェーズ2の時期、震災から49日目に檀信徒の葬儀を住職は他の僧侶と一緒に執行した。フェーズ3の夏、行方不明者の葬儀が続いた。新盆前に供養したいと

いう被災者の思いである。住職は連日葬儀を執り行った。そして、フェーズ4の時期に入っても、住職は、被災地で檀家とともに復興に向けて取り組んでいる。しかし、その住職は、被災した宗教者へのケアがない、宗教者を助けてくれる人がいない、津波がきたところに住み続けることは精神的な負担となっているという。住職は、気丈に過ごしているつもりでも動揺していた。視覚を含めて、様々な感覚が鈍っており、今も、精神安定剤をとる日々が続いている。

宗教者による支援の情報は、様々に共有され、連携の輪も広がった。しかし、一方で、被災地で取り残され、苦悩している宗教者もいる。フェーズ4の復興準備期になり、電気などのインフラは復旧してきているが、生活支援をふくめて、心の面でのケアも大切である。「心のケア」と称してカウンセラーが被災地を廻るが、被災者は、毎回入れ替わる担当者に同じ話を何度もしなければならぬ。「また来ますと言って、同じ人が来たためしがない」と被災者はいう。心だけを切り取ったケアは成り立たない。一方、何でも屋、御用聞き、土台のお手伝いなど「丸ごとのケア」をする宗教者たちに信頼を寄せる被災者もいる。悲しみに打ちひしがれ、苦しみを背負ってどうにか生きている人たちへの共感によるつながり「共感縁」に基づいた「寄り添いのケア」、「丸ごとのケア」をする宗教者たちが、様々な縁を喪失した人たちの生きる歩みの伴走者になっている。

震災後を避難所とともに生き抜いた人たちは、仮設住宅への入居と同時にバラバラになるケースも多い。そこに、宗教者が丁寧にニーズを聞き、支援を続けている。寺院での花見なども、三ヶ月の間、ともに苦しみを分かち合い、生き延びた後にバラバラに仮設住宅へ入居しな

ければならなかった人たちが、再会を願って僧侶に依頼して実現したものである。被災者の声をもとにした、寄り添い支援の取り組みである。

おわりに

令和の時代、残念ながら南海トラフ巨大地震や首都直下巨大地震が発生する可能性は極めて高い。政府の中央防災会議は2019年5月31日、南海トラフ巨大地震の「防災対策推進基本計画」を修正し、約32万人としていた死者数は、住民意識や耐震化率の向上により約3割減の23万人との推計を示した。備えは少しずつ進んでいる。無論、大災害が発生すれば行政の力だけでは足りない。広域にわたり電力が失われる。連絡もとれない。道路が寸断され、流通備蓄も機能しない。宗教施設・団体と、行政、社協、地域住民が災害時連携することは社会的要請でもある。自治体の危機管理室・防災担当者が、寺社等の地域資源を見直し、地域連携の仕組み作りが急務である。

今後の課題としては、受け入れ可能な宗教施設と市区町村が災害時協定を進めて行くことに加えて、個々の宗教施設の耐震化や備蓄品の配備と災害を想定した計画・マニュアルの作成があげられる。災害時に、行政担当者が避難所に行けないと想定しての備え、すなわち、自主防災組織等地域住民、防災士やボランティアと連携しながら宗教施設の避難所運営をする、そのための日ごろからの関係づくりも必要である。

寺院が平常時から自治体、自治会、社会福祉協議会、NPO、地域のボーイスカウトと地域連携しているところは、災害時に連携の力を発揮する。逆にいえば、普段から連携がないところで災害が起きると、災害時の対応は困難とい

うことだ。災害時と平常時を連動させることが大事で、たとえば、寺院におけるカフェ、子どもの見守り、高齢者向けの健康相談会などの取り組みが重要である。人々の集まる場として地域住民のつながりの維持や新しいつながりの創出に取り組んでいる寺院が、平常時のみならず非常時においても力を発揮するであろう。

Q & A

宗教施設における防災減災の取り組みについて、編集部が稲場氏に質問をしました。

Q 災害時に神社や寺に避難するといったことは、いつ頃から忘れられたのか。

A 昭和の時代からの制度化による。「避難所」が、日本の法律において最初に登場したのは、1947年(昭和22年)に制定された「災害救助法」である。第四条に、救助の種類として「避難所及び応急仮設住宅の供与」が定められている。そして、コミュニティセンター、公民館、小学校が避難所となった。さらに、「災害対策基本法」では、2013年(平成25年)の改正において、東日本大震災から得られた教訓を生かすために、「指定緊急避難場所」(第四十九条の四)および、「指定避難所」(第四十九条の七)が規定された。制度化の過程で、災害時に寺社に避難するということが忘れ去られた。しかし、各地域には、台風が来たら、地震が発生したら近くの神社や寺院に避難するという地域の智慧があった。今、その見直しもある。

Q 大半の指定避難所が学校や公民館などで

ある一方、東日本大震災や熊本地震では多くの宗教施設が緊急的に避難所として活用されたという実態がある。なぜそうなったのか。

A 地震、津波により、自治体が指定した避難所が被災して使えなくなり、高台などで被災を逃れた宗教施設が避難所となったという実態がある。長い歴史の中で自然災害かの生き残ってきた宗教施設が各地にある。一方で、全国8万の避難所の3割が土砂災害、浸水被害のハザード地域にある。その多くが小学校や公民館である。

Q これまでの被災地で、避難所運営のほかに、宗教者はどういった支援に取り組んできたか。

A ・避難者・帰宅困難者の受け入れ
・救援物資、炊き出し
・がれき撤去、足湯
・読経、追悼
・除染、こどもの保養
・傾聴(心のケア)など

Q 災害時に「宗教者だからこそできること」はどのようなことか。

A 上記の救援物資、炊き出し、がれき撤去、除染、こどもの保養などは、災害NGO、災害ボランティアもしている。しかし、読経、追悼は宗教者のみ。傾聴もそうであり、仮設住宅で、「お坊さんに話を聞いてもらいたいが、今日は来ている?」といった声もあった。また、寺社等宗教施設という場、拠点がある。そして、マンパワーや継続性などで災害NGOなど他を凌駕することもある。

Q 「宗教者だからこそできること」は、地域にある宗教施設と宗教者の方のほうが取り組みやすいか。あるいは、外部からの宗教者も貢献できるか。

A 両方。しかし、地域に根付いた方がより取り組みやすいため、地域の宗教者と連携することが重要である。また、活動継続による信頼も重要であるため、社協や自治体職員、自治会などとの、日頃の関係性を大切にすべきである。外から支援に入る災害NGOは、拠点を探す、連携を探すところからなので大変である。

Q 自治体との連携が広がっているのには、何か理由があるのか。

A 東日本大震災における宗教者の取り組みを、宗教者、研究者がメディアに伝えた。SNSで発信もあった。その後、熊本地震、西日本豪雨などで宗教施設が避難所となった。さらには、コロナ禍の分散避難、避難所が足りないという実態と社会的要請に、宗教者が協力しようとしている。

Q 宗教者と社会福祉協議会との連携はあるか。

A 熊本地震では、熊本市にある宗教施設（真如苑熊本支部）に社協の災害ボランティアセンター・サテライトが設置された。西原村の災害ボランティアセンターでは、天理教や曹洞宗をはじめ宗教者が連携して被災者支援をした。これまでに災害が発生し、災害ボランティアセンターを開設したり、災害対応をした321所（40.4%）のうち、災害ボランティアセンターや災害対応で宗教団

体のボランティアや支援を受け入れたのは134所（41.8%）である。受け入れた宗教団体のボランティアや支援の満足度について、「非常に満足」と「やや満足」を合わせると、8割近くの社協が満足と回答している。

（詳細な内容は以下を参照）

稲場圭信・川端亮（2020）「社会福祉協議会と宗教団体との災害時連携に関する調査報告」『宗教と社会貢献』第10巻2号，pp.55-69.

<https://doi.org/10.18910/77220>

参考文献

- ・稲場圭信・黒崎浩行編著『震災復興と宗教』明石書店、2013年
- ・宗教者災害支援連絡会『災害支援ハンドブック 宗教者の実践とその協働』春秋社、2016年
- ・稲場圭信、川端亮（2020）「自治体と宗教施設・団体との災害時協力に関する調査報告」『宗教と社会貢献』第10巻第1号，pp.17-29.
<https://doi.org/10.18910/75539>
- ・稲場圭信「重要集中講座：寺院の災害避難所をめぐる問題提起」『月刊住職』2022年6月号、pp.42-5

災救マップの使い方、活用方法、活用事例など

「災救マップ」とは

「災救マップ」とは、「未来共生災害救援マップ」の略称で、災害時の施設混雑やインフラ稼働状況を伝えるための web アプリです。日本全国の指定避難所・指定緊急避難所に加え、寺社などの宗教施設のデータおよそ 30 万件がデータベースに登録されている、日本最大級の災害救援・防災マップです。大阪大学の知的財産であり、一般社団法人地域情報共創センターが社会実装を担っています。

「災救マップ」は、防災の取り組みを通して、自治体、自治会、学校、寺社・教会等の宗教施設、NPO などによる平常時からのつながり、コミュニティ作りに寄与し、災害時には救援活動の情報プラットフォームとなります。

「災救マップ管理画面」

<https://www.respect-relief.net/>



組織の管理者、施設管理者が避難所となる施設の情報を管理・共有をサポートするためのシステムが、「災救マップ管理画面」です。「管理画面」上で施設情報を登録・公開すると、リアルタイムに「災救マップ」上で視覚的にわかりやすく情報を伝達することができます。

「災救マップ」

<https://map.respect-relief.net/>



一般ユーザ向けに公開されている「災救マップ」では、施設管理者や認定投稿者が投稿・公開した、災害時の施設の混雑状況、インフラ稼働状況などの情報を見ることができます。災救マップで避難所の情報を閲覧するために、インストールや会員登録などの複雑な手順は必要ありません。PC やスマートフォン、タブレット端末のブラウザから、「<https://www.respect-relief.net/>」にアクセスするだけで、利用することができます。



避難所が「開設」されたという情報が、災救マップに投稿されると、「使用状況」と「混雑状況」のアイコンが、マップ上と施設詳細の両方に表示されます。



災救マップにアクセス後、メニューの「施設検索」を選択すると、施設検索の画面が表示されます。「都道府県」「市町村」「その他の住所」「施設名」「施設

の種類」「避難所の種類」の必要項目を入力、あるいは選択して、施設を絞り込み条件を設定し、「検索する」を選択します。



すると、検索条件に合致した施設が表示されます。「マップ」をクリックすると、その施設を中心とした地図が表示されます。施設名を選択すると、その施設の詳細画面が表示されます。また、検索後に表示された地図上の施設アイコン

を選択しても、その施設の詳細画面が表示されます。



災害マップは、日々アップデートを続けています。

最新のアップデート情報や、ご利用方法については、災害マップの運営者「(一社)地域情報共創センター」のホームページ (<https://riccc.or.jp/>) にて、ご確認ください。

宗教施設における活用方法と事例

発災時の速やかな避難を実現するために、災害マップを活用した「防災まちあるき」が広がりを見せています。宗教施設と自治体、学校、NPO等の連携によって、久宝寺緑地公園（八尾市・東大阪市）や三重県伊勢市など、各地域での防災ワークショップの一環として、本マップが利用されています。

宗教施設における活用事例としては、泉大津市で2016年2月5日に実施された「防災まちあるき」をあげることができます。本イベントにおいては、地域コミュニティの中心的人物で

ある寺院の住職の尽力により、市の議員や住民、宗教者など、さまざまな背景をもつ人々が集まり、産経新聞（2017年2月25日付け）で取り上げられるなどの大きな反響がありました。

本イベントにおいては、まず事前のミーティングが2度おこなわれ、災害マップの説明、質疑応答、まちあるきのルート設定などにおいて活発な話し合いが行われました。前述した住職に加えて、寺院、神社、議員、自主防災組織、建築士、青年会議所、教育委員会、市役所など、多様なメンバーによる意見交換が実現しました。

当日においては、泉大津市の公共スペースである「テクスピア大阪」にて、災害マップの講習会が開かれたあと、防災まちあるきを実施されました。当日の参加者としては、行政、議会、寺院、自主防災組織に属する人びとが参加し、泉大津市外からも、大阪大学、國學院大学、皇學館大学、関西学院大学の教授や学生、災害マップを開発した会社の経営者、全国自治会活動支援ネットの役員、産経新聞記者、ラヂオ岸和田理事長、防災士会の大阪府事務局長など、多様な顔ぶれが集まりました。

参加者はグループに分かれ、避難することを想定しつつ、指定された避難所に徒歩で移動しました。そして、スマートフォンを用いて施設の状態を災害マップに投稿しました。投稿の内容は①インフラに関するもの、すなわち電気・水道・ガス・通信の状況②避難者数に関するもの、すなわち避難者数、乳児数、妊婦数、病人数、負傷者数、要介護者数などを入力し、さらには施設の状態を撮影した上で、それらのデータを災害マップに投稿しました。一方、投稿状況の確認を行っている本部では、その避難所の状況を確認し、その情報を集約しました。

午後には、午前に行われた「防災まちあるき」

の振り返りや、泉大津市における防災の取り組み紹介、宗教の防災についての講演がおこなわれ、最後には参加者からのフィードバックが行われ、イベントが無事に終わりました。

災救マップにおいては、自身の生活に関連する地域の宗教施設や避難所が確認でき、「防災まちあるき」を通して、発災時の避難を想定した訓練を行うことができますが、それに加えて、こうしたイベントの実施それ自体が、発災時にはより高い水準で期待されるであろう連携の試行になることが期待されます。平常時から関係者が顔をあわせ、問題に取り組む。そうした関係性が、災害時に力を発揮することもあるでしょう。とりわ

け今日では、政教分離という考え方の影響もあり、宗教施設と自治体の連携は進みづらいという現実があります。しかし、巨大災害のリスクが高まりつつある現代において、有力な地域資源である宗教施設を軽視することは、宝の持ち腐れともいえます。こうした連携に、災救マップは今後も寄与すると私たちは考えています。

参考文献

- ・佐々木美和、稲場圭信（2017）「泉大津市における「防災まちあるき」：宗教者と行政連携をはかったアクションリサーチ」『宗教と社会貢献』第7巻第1号，pp.19-34。
<https://doi.org/10.18910/60618>

私たちが考える宗教施設の役割について

この一年間、宗教者の皆さんの「防災減災における宗教施設の役割」に試行錯誤してきました。その中で、見えてきた役割は、以下の2点です。

ひとつは、宗教施設に求められている役割が避難所だけでなく、駐車場、ボランティアや炊き出しなどの災害支援の基地、高齢者、障がい者などいわゆる災害弱者のための福祉的な避難所など、多様な形が期待されていることです。寺院の方から責任問題や活動のハードルの高さなどによる懸念の声を多く聞かれました。寺院の規模や特徴によって様々なことが考えられる可能性を感じました。

もうひとつは、災害時だけでなく、日ごろから地域に開かれた日常活動が、災害時に役立つことです。例えば、ご寺院で実施する写経、座禅会のような行事に檀家さんだけでなく、地域の一般の方に参加してもらうのも一案ですし、

地域住民の方との合同の防災訓練の実施、宗教施設のスペースを生かして、地域住民による子ども食堂、ヨガ教室など、様々な活動の実施です。日ごろの活動のつながりが災害時に生きることは、今までの災害の事例でも報告されます。また、日ごろの活動がないと、災害時の混乱の中、コミュニケーションを取るのが難しい部分もあります。

今後、本事業を進めていく中で、宗教施設の特性を生かしながら、防災減災に取り組むサポートをしていく所存です。

宗教施設を活用した防災減災推進事業 報告書

発行日：2023年2月28日 初版第1刷発行
発行：公益社団法人シャンティ国際ボランティア会
〒160-0015 東京都新宿区大京町31 慈母会館
TEL：03-5360-1233 HP：<https://sva.or.jp/>

協力：一般社団法人地域情報共創センター
<https://riccc.or.jp/>

本報告書は、WAM（独立行政法人医療福祉機構）の補助事業により制作されました。

※本書でご紹介している研究内容や事例には、下記の研究成果が主に含まれています。

基盤研究(A)(19H00520) 宗教施設と行政と市民の連携による減災・見守り

基盤研究(A)(26244004) 宗教施設を地域資源とした地域防災のアクションリサーチ